会則

第一条 この会は と呼び、事務所を におく。

（名称）

第二条 この会は を通して親睦を図り、

（目的）　　　を目的とする。

1. 前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

（事業） １

 ２

1. この会の会員は、この会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

（会員）

1. この会を運営するため、下記の役員をおく。

（役員） 会長　　名、副会長　　名、会計　　名

第六条 会費は一人月額・年額　 円、入会金　　　 円とする。

（会費） 　（但し必要に応じて臨時に徴収する）

第七条 この会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日を（会計年度）　もって終わるものとする。

第八条 この会則は 　 年 月 日から実施する。

（会則の発効）